（ 公財）郡山コンベンションビューロー

コ ン ベ ン シ ョ ン 開 催 助 成 金 制 度

～郡山市内でコンベンションを開催する皆様へ～

国内コンベンション

●交付額 100 万円を上限に助成します。

対象事業	延べ宿泊者数	助成金
①東北大会規模以上のコンベンション ②郡山市内を会場とするコンベンション ③郡山市内で延べ宿泊者数 25人以上のコンベンション ④連続 2 日以上の会期で開催されるコンベンション ⑤郡山市の産業の振興または、学術、芸術若しくは文化の向上に、寄与するコンベンション	25 人～ 49 人	25,000 円
	50 人～ 99 人	50,000 円
	100 人～ 199 人	75,000 円
	200 人～ 299 人	150,000 円
	300 人～ 499 人	250,000 円
	500 人～ 999 人	500,000 円
	1,000 人～1,499 人	750,000 円
	1,500 人～	1,000,000 円

国際コンベンション

●交付額 250 万円を上限に助成します。

対象事業	延べ宿泊者数	助成金の上限
①日本を含む 3 か国以上が参加するコンベンション ②国内コンベンション対象事業の要件を満たすもの ③助成金= 国内コンベンション助成金+ 外国人（国外参加者数）×＠5,000 円（ 1 泊 2 日まで） 2 日目以降は＠2,500 円を追加（上限10,000 円） ※国外参加者：当該コンベンションに参加するために来日する外国人	25 人～ 49 人	270,000 円
	50 人～ 99 人	545,000 円
	100 人～ 199 人	1,070,000 円
	200 人～ 299 人	1,645,000 円
	300 人～ 499 人	1,750,000 円
	500 人～ 999 人	2,000,000 円
	1,000 人～1,499 人	2,250,000 円
	1,500 人～	2,500,000 円

■エクスカーション助成金

・上記対象コンベンション期間中に郡山市内を含む地域において行われるバスツアー、視察等に対して助成します。

・参加人数×500 円（1日）

■シャトルバス運行助成金

・上記対象コンベンション期間中に主催者がコンベンション参加者送迎のために借り上げるバス費用の一部を助成します。

・借り上げ運行費用の 50 %（上限額 10 万円）

（注）

①事前手続き（申請書、事業計画書、収支予算書等の提出）が必要です。

※「交付申請書」は開催期間初日から起算して15日前までに事務局必着で提出願います。

②助成対象経費は施設使用料、印刷製本費、広告宣伝費、委託費、諸経費、（通信費、運搬費、消耗品費）です。

③次のものは対象外とします。

・国または地方公共団体の主催及び郡山市が助成金等を交付する事業

・イベントや興行等の営利目的の事業

・政治的または宗教的活動を目的とする事業

・公序良俗に反するもの

④（開催後）主催者アンケート及び参加者アンケートの提出をお願いいたします。

※助成金交付事業は予算が上限に達した場合、終了となります。

♦お申込先
（公財）郡山コンベンションビューロー
〒963-8004 福島県郡山市中町10-6 3 階
TEL：024-991-1811 FAX：024-991-1812

公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション開催支援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　公益財団法人郡山コンベンションビューローは、市内の産業振興と地域の活性化を図るため、郡山市内においてコンベンションを開催する主催者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コンベンション　会議、集会、学会、フォーラム、セミナー、シンポジウム、その他これらに類するものをいう。

(2) 国内会議　東北大会規模以上のコンベンションをいう。

(3) 国際会議　日本を含む３か国以上が参加するコンベンションをいう。

(4) エクスカーション　この要綱の助成対象となるコンベンションの主催者によって企画され、あらかじめ当該コンベンションの参加者に対して周知されたコンベンションに伴う観光、視察等のうち、郡山市内を含む地域において１日以上の期間で行われるものをいう。

(5) シャトルバス　この要綱の助成対象となる国内会議以上のコンベンションの主催者が、コンベンション参加者の輸送のために借り上げたバスで、コンベンションの開催期間中に、市内の移動のために利用するものをいう。

（助成の対象）

第３条　助成金の交付を受けることができる者は、助成事業の主催者（以下「助成事業者」という。）とする。

２　助成金の交付対象となるコンベンションは、郡山市内を主な会場として開催されるコンベンションであり、次に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 福島県外からの来客が見込まれる国内会議又は国際会議であること。

(2) 延べ宿泊者数が25人以上見込まれること。

(3) 連続２日以上の会期で開催されること。

(4) 郡山市の産業の振興又は学術、芸術若しくは文化の向上に寄与するものであること。

(5) 興行又は営利を目的としないこと。

(6) 国又は地方公共団体の主催でないこと。

(7) 郡山市が助成金、交付金又は負担金を交付する事業でないこと。

(8) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業でないこと。

(9) 公序良俗に反するものでないこと。

（助成対象経費及び助成額）

第４条　助成の対象、要件及び交付額は、別表１に掲げるとおりとする。

（助成金の交付の申請）

第５条　助成金の交付の申請をしようとする者は、事業に着手する日から起算して15日前までにコンベンション開催支援事業助成金交付申請書（第１号様式）を理事長に提出しなければならない。

（助成金の交付の決定）

第６条　理事長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適正であるかどうかを調査し、助成金を交付すべき

ものと認めたときは、速やかにその交付の決定をしなければならない。

２　理事長は、前項の場合において、助成金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

（助成金の交付の条件）

第７条　理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、当該交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分の変更（助成予定額の20％以内の減を除く。）をしようとする場合においては、速やかに理事長の承認を受けること。

(2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに理事長の承認を受けること。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(4) 助成金を目的外に使用してはならないこと。

(5) その他必要と認める条件

（決定の通知）

第８条　理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにコンベンション開催支援事業助成金交付決定通知書（第２号様式）により、助成金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第９条　助成金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に、当該申請の取下げをすることができる。

２　前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更等の承認の申請）

第10条　第７条第１号又は第２号の規定に基づき理事長の承認を受けようとする場合は、コンベンション開催支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第３号様式）を理事長に提出しなければならない。

２　理事長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を調査し、当該申請が適当であると認めたときは、速やかに承認の決定をし、コンベンション開催支援事業変更（中止・廃止）承認通知書（第４号様式）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（概算払）

第11条　理事長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める助成金について概算払の方法により助成金を交付することができる。

２　前項の規定に基づき助成金の概算払を受けようとするときは、コンベンション開催支援事業助成金概算払請求書（第５号様式）を理事長に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消し）

第12条　理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した

期間に係る部分については、この限りでない。

2　理事長が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

(2) 助成事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで、助成事業を遂行することができなくなった場合又は助成事業に要する経費のうち助成金によって賄われる部分以外の部分を負担することができなくなった場合

3　第８条の規定は、第１項の取消し又は変更をした場合の助成事業者に対する通知について準用する。この場合において、同条中「助成金交付決定通知書(第２号様式)」とあるのは、「コンベンション開催支援事業助成金交付取消通知書（第６号様式）」又は「コンベンション開催支援事業助成金交付変更通知書（第７号様式）」と読み替えるものとする。

（助成事業等の遂行）

第13条　助成事業者は、この要綱並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他理事長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

（状況報告又は調査）

第14条　理事長は、必要に応じ、助成事業の遂行について、助成事業者から報告を求め、又は調査をすることができる。

（助成事業等の遂行の指示等）

第15条　理事長は、助成事業者の報告により、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を行うべきことを指示するものとする。

2　理事長は、助成事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、助成事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（完了報告）

第16条　助成事業者は、当該事業が完了したときは、速やかにコンベンション開催支援事業完了報告書（第８号様式）を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第17条　助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかにコンベンション開催支援事業実績報告書（様式第９号）を理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第18条　理事長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合において、その報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業等の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、コンベンション開催支援事業助成金交付額確定通知書（第10号様式）により当該助成事業者に通知するものとする。ただし、助成事業等の性質その他の理由により理事長が特に必要があると認めるときは、助成事業の施行前又は施行の中途においても助成金の額を確定し、通知することができる。

（助成金の交付の請求）

第19条　助成事業者は、助成事業が完了した場合は、コンベンション開催支援事業助成金交付請

求書（様式第11号）を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、助成金の全部が概算払された場合は、この限りでない。

（是正のための措置）

第20条　理事長は、第16条の規定による実績の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に指示することができる。

２　第17条の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成事業の実績報告について準用する。

（決定の取消し）

第21条　理事長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成事業に関して助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、第18条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第７条の規定は、第１項の規定による取消しをした場合の助成事業者に対する通知について準用する。この場合において、同条中「助成金交付決定通知書（第２号様式）」とあるのは、「助成金交付取消通知書（第６号様式）」と読み替えるものとする。

（助成金の返還）

第22条　理事長は、前条の規定により助成金の決定の取消しをした場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命じなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第23条　助成金の交付を受けた助成事業者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（委任）

第24条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成26年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

（１）コンベンション助成金　助成対象・要件及び交付額

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">コンベンション助成金</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">国内会議</td><td>国際会議加算</td><td>エクスカーション加算</td><td>ｼｬﾄﾙﾊﾞｽ　等加算</td></tr>
<tr><td>助成の対象及び要件</td><td colspan="2">１　会期が１泊２日以上又は会期が１日のみの場合でも宿泊を伴いその前後いずれかの日にエクスカーションが開催されること
２　助成対象は（２）に掲げる会議部分の開催経費とする。</td><td>日本を含む３カ国以上から参加があるコンベンション</td><td>１　郡山市内の施設等への訪問が１ヶ所以上含まれること
２　コンベンションの開催日程を通して宿泊のない場合を除く</td><td>コンベンション会場までの参加者の送迎用として、補助事業者が手配したシャトルバス等</td></tr>
<tr><td rowspan="9">助成金の交付額</td><td>延べ宿泊者数（人）</td><td>補助金（円）</td><td rowspan="9">・１泊目
5,000 円／人
・２泊目以降
2,500 円／人
ただし、１泊目を含めた全体で10,000 円／人を上限とし、加算額の総計は
1,500,000 円を上限とする。</td><td rowspan="9">（参加者＋参加者の同伴者）×エクスカーション実施日数× 500 円
なお、上限 300,000 円とする。</td><td rowspan="9">シャトルバス等経費に 1/2 を乗じて得た額とシャトルバス等１台当たり
100,000 円を手配台数に乗じて得た額の、いずれか低い額</td></tr>
<tr><td>25～49</td><td>25,000</td></tr>
<tr><td>50～99</td><td>50,000</td></tr>
<tr><td>100 ～ 199</td><td>75,000</td></tr>
<tr><td>200 ～ 299</td><td>150,000</td></tr>
<tr><td>300 ～ 499</td><td>250,000</td></tr>
<tr><td>500 ～ 999</td><td>500,000</td></tr>
<tr><td>1,000 ～ 1,499</td><td>750,000</td></tr>
<tr><td>1,500 以上</td><td>1,000,000</td></tr>
<tr><td colspan="6">※　助成対象経費の合計額が助成金の額を下回る場合は、対象経費の合計額を助成金額とする。</td></tr>
</table>

（２）コンベンション助成金　助成対象経費

項　目	内　容
使用料	会議室使用料、備品使用料、借り上げバス経費等
印刷製本費	プログラム、配布資料の印刷経費等
報償費	講師や司会の謝金等
旅費	講師や司会の交通費・宿泊費等（一般参加者の経費は対象外）
委託料	会場設営委託経費、催事委託経費、オンライン配信に係る経費等
諸経費	消耗品費、通信費、運搬費等